

鑑定嘱託の取扱いについて

平成25年 8月19日

道本鑑第1296号

(研合同)

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て警察本部の鑑識課若しくは科学捜査研究所又は方面本部の鑑識課（以下「鑑識課等」と総称する。）に鑑定を嘱託する場合の取扱いについては、これまで鑑定嘱託の取扱いについて（平22．3．25道本鑑第663号。以下「旧通達」という。）に基づいて運用してきたところであるが、この度、道警察の組織機構の改正等に伴う所要の見直しを行い、次のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底の上、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 鑑定嘱託書の様式

鑑識課等に鑑定を嘱託する場合は、鑑定嘱託書（別記第1号様式）を作成するものとする。

2 鑑定嘱託の方法

鑑定嘱託は、原則として鑑定を嘱託する所属長名で行うものとする。ただし、軽易な鑑定（鑑定の内容が定型的であり、高度の意思判断を要しないものをいう。）については、副署長又は犯罪捜査を担当する警視の階級にある者が嘱託することができるものとする。

鑑定を嘱託する場合は、鑑定嘱託書に必要な事項を記載の上、鑑定を必要とする資料とともに、鑑識課等に送付すること。この場合において、鑑定嘱託書の宛名は、警察本部長（方面本部の鑑識課に鑑定を嘱託する場合にあっては、当該方面本部長）とする。

3 方面本部の鑑識課で鑑定を行うことができない場合の措置

指掌紋鑑定、写真鑑定、DNA型鑑定等方面本部の鑑識課において鑑定を行うことができない場合は、鑑定を嘱託する所属（以下「嘱託所属」という。）から直接、警察本部の鑑識課又は科学捜査研究所（以下「警察本部鑑識課等」という。）に鑑定を嘱託するものとする。この場合において、嘱託所属は、事前に当該所属の属する方面本部の鑑識課に口頭又は電話で連絡を行うとともに、嘱託先の確認を行うものとする。

方面本部の鑑識課に鑑定の嘱託があったもののうち、鑑定担当者の不在、鑑定機器の故障その他の特別の事情がある場合であって、急を要し、警察本部鑑識課等に鑑定を嘱託する必要があるときは、当該方面本部の鑑識課において鑑定嘱託について（別記第2号様式）を作成し、これに送付を受けた鑑定嘱託書を添付して警察本部鑑識課等に嘱託すること。この場合において、当該方面本部の鑑識課にあっては、当該鑑定嘱託書の写しを保管し、その処理経過を明らかにしておくものとする。

4 その他

嘱託所属は、必ず事前に鑑識課等の鑑定担当者と鑑定年月日、鑑定事項、鑑定資料、資料の搬送方法、必要書類等について、連絡、打合せを行うなど相互の連絡を

密にし、鑑定に支障を来すことのないよう配慮すること。

死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第4条の規定による行政目的の身元照会（行政的な目的からDNA型鑑定が行われた死体に係るDNA型記録による身元照会をいう。）のためにDNA型鑑定を囑託する場合は、1の事項で定める鑑定囑託書により行うこと。

別記様式省略